

件名	教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
主管課	高校教育課（義務教育課）
根拠法令等	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日告示、令和2年4月1日適用）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>学校における働き方改革を推進するため、文部科学大臣が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を策定したことに伴い、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>2 改正内容</p> <p>文部科学大臣が定めた指針に基づき、教育職員の業務の量の適切な管理等の措置について、教育委員会の定めるところにより行うことを規定する。</p>	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	